

端末設備等規則等の一部改正について

(諮問第3050号)

<目次>

1	諮問書	1
2	改正概要	2
3	新旧対照表	1 1



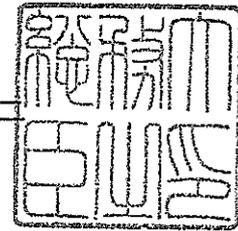
諮問第3050号

平成24年11月27日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温 殿

総務大臣 樽床 伸二



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項及び第70条第1項第1号の規定による、端末設備及び自営電気通信設備の接続に関する技術基準に係る省令委任事項並びに同法第41条第1項の規定による、事業用電気通信設備の技術基準に係る省令委任事項を定めるため、端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）のそれぞれ一部を改正することとしたい。

については、同法第169条第4号の規定に基づき諮問する。

IP 移動電話 (VoLTE) 導入に係る端末設備等規則等の一部改正について

1 改正の背景

これまで我が国の携帯電話における音声通話及びデータ通信は、第3世代移動通信システム (3G) を中心としたものであったが、データ通信については、その通信量の増大に伴って、IP 技術を用いたより大容量で高速な利便性の高い第3.9世代移動通信システム (3.9G) によるサービスの提供が始まり、その利用が拡大している。

3.9G の一つとしてサービスが行われている LTE (Long Term Evolution) 方式を使用した端末では、現在、音声通話は 3G、データ通信は LTE (3.9G) と、別々のネットワークが用いられている。

他方、音声通話についても、パケット交換方式のネットワーク上で提供を行う、IP 技術を用いた音声通話サービス (IP 移動電話サービス) が実施されようとしているところである。

VoLTE (Voice over LTE) は、LTE のパケット交換方式のネットワーク上で音声通話を実現する通信方式であり、3GPP (※1) 及び GSMA (※2) において標準化作業が進められ、一部項目を除いておおむねその仕様が策定済みとなっている。

VoLTE 等の IP 移動電話サービスを実施するための技術的条件として、平成24年9月27日付け情報通信審議会答申「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち「IP 移動電話端末等に関する技術的条件等」(一部答申)において、IP 移動電話端末が具備すべき機能等に関する技術的条件が示された。本件は、当該内容に係る以下の事項について、関係省令の改正を行い、規定を整備するものである。

※1 : Third Generation Partnership Project. 各国・各地域の標準化団体や携帯電話に関連する事業者等約400団体から構成され、3Gの仕様を検討・開発し、標準化することを目的とした、標準化団体。

※2 : GSM Association. 携帯電話に関連する事業者約800社から構成されるモバイル通信業界の成長支援を目的とした団体。

2 改正の概要

(1) IP 移動電話端末に係る新たな技術基準の整備

→端末設備等規則 (昭和60年郵政省令第31号) の改正

IP 移動電話端末は、移動電話端末と IP 電話端末の両方の特性を持つことから、これらの端末に関する技術基準のうち、IP 移動電話端末が具備すべき機能に関する検討を行った結果に基づき、規定の改正を行う。

○「インターネットプロトコル移動電話用設備」「インターネットプロトコル移

動電話端末」の定義を追加

○IP 移動電話端末が具備すべき機能として、基本的機能（発信、応答、終了）、自動再発信の機能、送信タイミング、位置登録制御、緊急通報機能等について規定を整備。（移動電話端末とほぼ同様の項目）

（２）IP 移動電話端末に係る新たな技術基準適合認定の整備（諮問対象外）

→端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年総務省令第 15 号）の改正

（１）の技術基準改正にあわせ、IP 移動電話端末に係る技術基準適合認定の区分として、新たな区分「F」を設ける。

（３）関連する規定の整備

→事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の改正

（１）の技術基準改正に伴い、所要の整備を行う。

3 施行期日

公布の日とする（平成 25 年 3 月末予定）

【参考】

上記の規定整備の一環として、各技術基準の詳細な条件や、当該端末の試験方法について、告示に追加する。

- ・送信タイミング、ランダムアクセス制御、タイムアラインメント制御、位置登録制御、受信レベル通知機能について、条件を告示で規定。
- ・IP 移動電話端末の技術基準適合認定のため、端末機器の試験方法を定めている告示（平成 16 年総務省告示第 99 号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件））を改正。

IP移動電話(VoLTE)導入に係る 端末設備等規則等の一部改正について

参考資料

情報通信審議会 一部答申（平成24年9月27日）

「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち
「IP移動電話端末等に関する技術的条件等」

（情報通信審議会 情報通信技術分科会 IPネットワーク設備委員会において検討を行ったもの）

第1章 IP移動電話端末に関する検討課題

この部分について
制度整備を行うもの

第2章 IP化に対応したソフトフォンの認証等の在り方に関する検討課題

第3章 ベストエフォート回線によるOAB～J IP電話に関する検討課題

別表1 IPネットワーク設備委員会 構成員

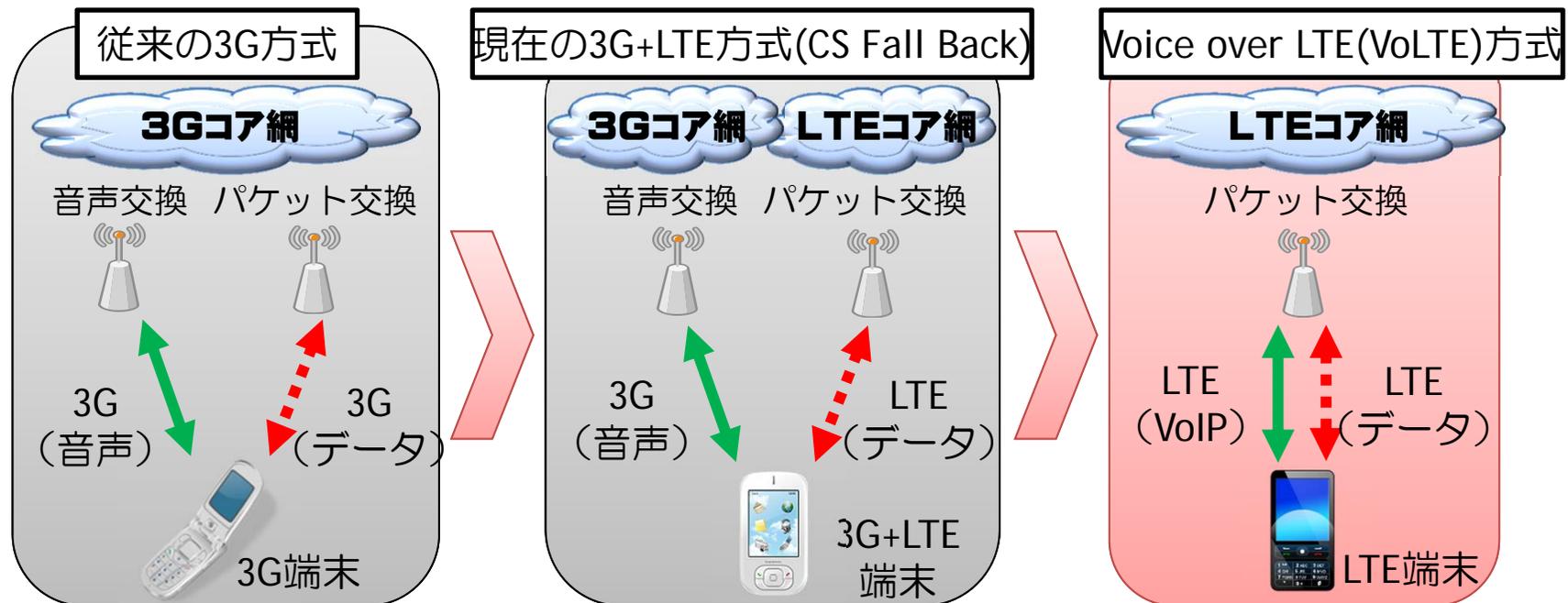
別表2 技術検討作業班 構成員

別表3 通信品質検討アドホックグループ 構成員

IP移動電話への移行

- IP移動電話（特に、VoLTE）端末が具備すべき機能（技術的条件）の検討を実施。
- LTEネットワークにより音声電話・データ通信の両方を提供することが可能になれば、ネットワーク設備のスリム化・低廉化が図れるとともに、周波数利用効率が向上。
- VoLTEは既に3GPP*¹やGSMA*²で国際標準化されていることから、これらを踏まえた技術基準を迅速に整備、これにより国際標準に準拠したVoLTE等の対応端末の開発が促進され、我が国メーカーの国際競争力の向上にも寄与。
- また、端末-端末間でのIP化(ネットワークのALL IP化)により、災害に強い通信ネットワークの実現に貢献することが期待。

※1: Third Generation Partnership Project ※2: GSM Association



省令改正等の概要（VoLTE端末の技術基準整備）

以下の省令・告示の改正等により、インターネットプロトコル移動電話端末（VoLTE）の技術基準を整備する。

1 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）の改正

- 「インターネットプロトコル移動電話用設備」「インターネットプロトコル移動電話端末」の定義【第2条に号追加】
- インターネットプロトコル移動電話端末（IP移動電話端末）の技術基準【第32条の10～第32条の25を追加】

→ 移動電話端末と同様に、各技術基準の詳細な条件や、特殊な端末に関する規定（例外規定）を告示で規定。

- ① 送信タイミング、ランダムアクセス制御、タイムアライメント制御、位置登録制御、受信レベル通知機能について、条件を告示で規定。
- ② 「特殊なインターネットプロトコル移動電話端末」に関する告示を定め、ふくそう通知機能の不適用並びに送信指示停止に従う機能及び端末固有情報の変更を防止する機能の一部例外を規定。

* 緊急通報については、LTEで発信し（網側の整備までは）3Gを経由（FallBack）して接続する場合を含めて新规定を満たすと考えられるため、例外規定は設けない。

2 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）の改正

- 適合認定等の対象とする端末機器に「インターネットプロトコル移動電話端末」を追加【第3条に号追加】
- 端末機器の種類に応じて付する表示の記号について、IP移動電話端末の区分（F）を追加【様式第7号追記】

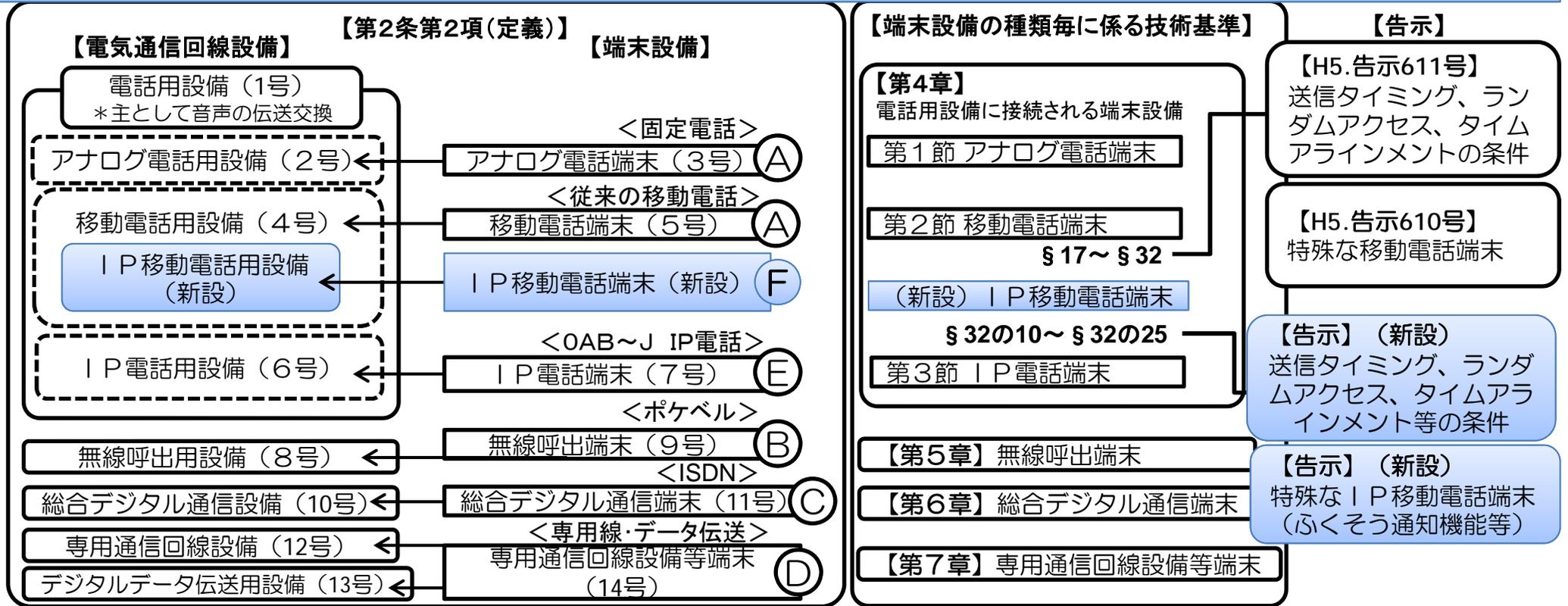
→ 平成16年総務省告示第99号（端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件）の改正
基本的機能（発信・応答・終了）、自動再発信時の制限機能、緊急通報機能に関する試験方法を、
現行のLTE（データ通信端末）の試験方法の告示に追加。

3 事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の改正

- 端末設備等規則の改正に伴い、規定を整備。【第35条の18追記、第35条の19の2追加】

VoLTE技術基準に係る制度整備の構造

【端末設備等規則】 第2条第2項に新たな号を新設、第4章に新たな節を新設、関係告示（2本）を制定



【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則】 端末機器の種類に“F”を追加、測定方法を定める告示の改正

端末機器の種類	記号
アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 (<u>インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器を除く</u>)	A
無線呼出設備用に接続される端末機器	B
総合デジタル通信設備に接続される端末機器	C
専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器	D
アナログ電話相当の機能を有するインターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器	E
インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器	(F) 新設

技術基準適合認定等をした際に端末機器に付す「表示」



測定方法の告示を改正

VoLTE技術基準に係る省令改正・告示制定案と従来規定の関係

	移動電話 端末※1	IP電話 端末※1	IP移動電話端末 【省令改正※1】	VoLTE告示(新設)	LTEによる データ伝送※2
基本的機能	第17条	第32条の2	第32条の10		第4の1
発信の機能	第18条	第32条の3	第32条の11	-	第4の2
送信タイミング	第19条	-	第32条の12	※3	第4の3
ランダムアクセス制御	第20条	-	第32条の13	※3	第4の4
タイムアライメント制御	第21条	-	第32条の14	※3	第4の5
位置登録制御	第22条	-	第32条の15	※3	第4の6及び10(第22条2号と同等)
チャンネル切替指示に従う機能	第23条	-	第32条の16		第4の10(第23条と同等)
受信レベル通知機能	第24条	-	第32条の17	※3	第4の8
送信指示停止に従う機能	第25条	-	第32条の18	※4	第4の7
受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能	第26条	-	第32条の19		第4の10(第26条と同等)
故障時の自動的な送信停止機能	第27条	-	第32条の20		第4の10(第27条と同等)
識別情報登録	-	第32条の4	-	-	-
ふくそう通知機能	-	第32条の5	第32条の22	不適用(※4)	-
重要通信の確保のための機能	第28条	-	第32条の21		第4の10(第28条と同等)
緊急通報機能	第28条の2	第32条の6	第32条の23	-	-
移動電話端末固有情報の変更を防止する機能	第29条	-	第32条の24	※4	第4の9
電氣的条件等	-	第32条の7	-	-	-
アナログ電話端末等と通信する場合の送出力	第30条	第32条の8	-	-	-
漏話減衰量	第31条	-	-	-	-
特殊な電話端末	第32条	第32条の9	第32条の25	※4	-

条件は「別に告示する条件」とする

ただし書部分

(1)ただし書部分

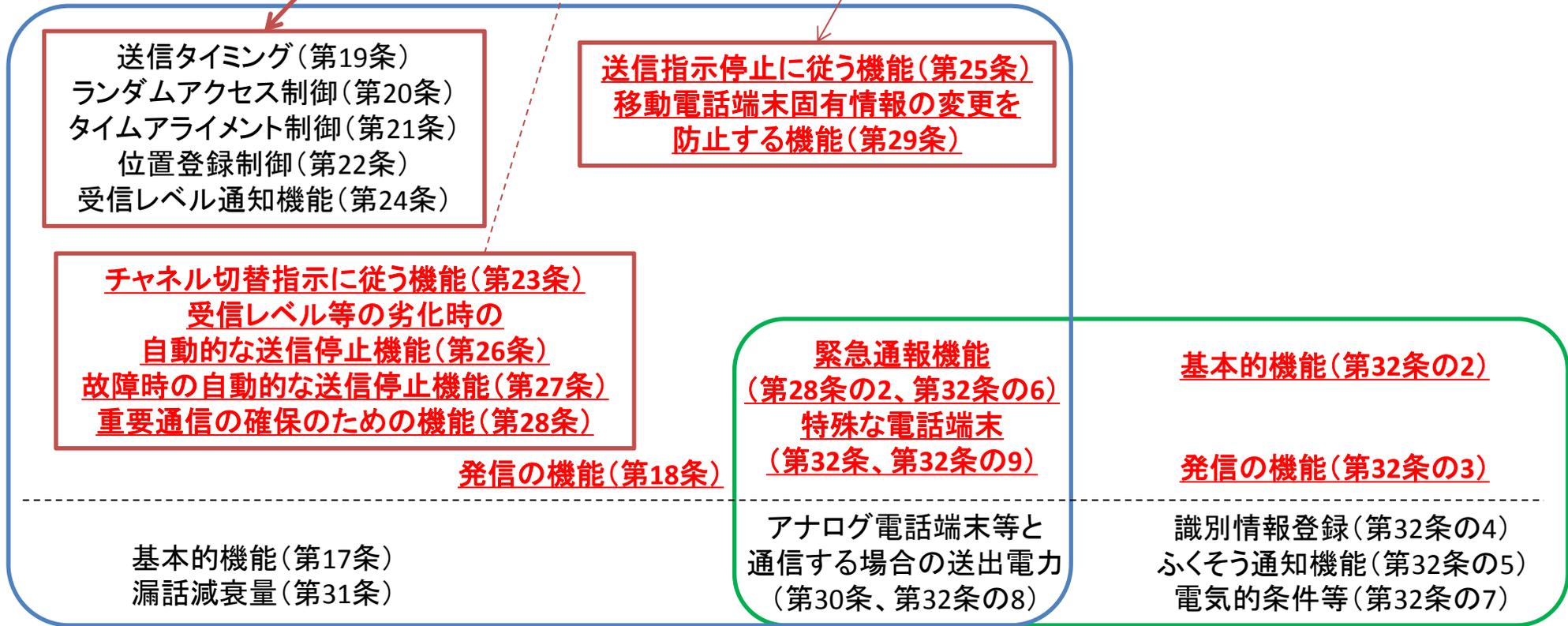
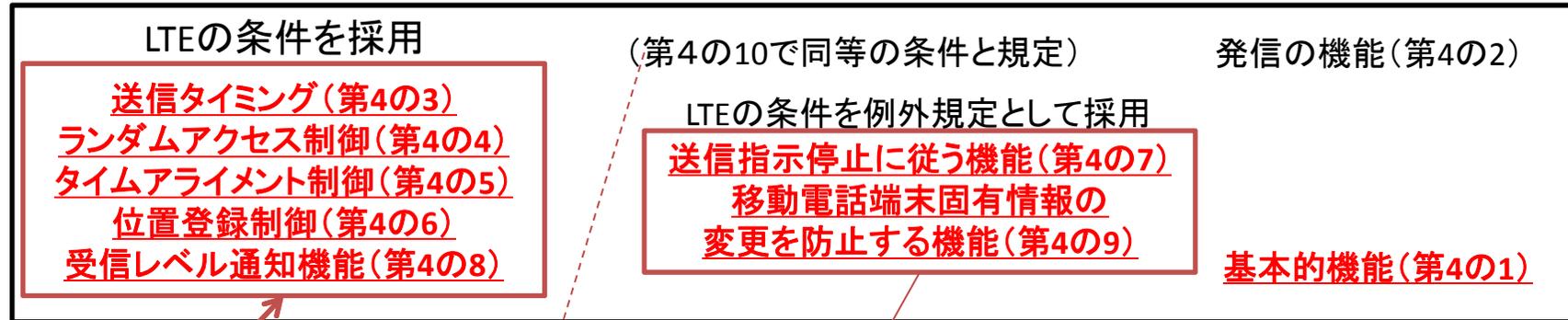
※1 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号) ※2インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件(平成23年総務省告示第87号)別表第5号
 ※3 「端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件」を新規制定
 ※4 第32条の25に基づき、「端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件を定める件」を新規制定

VoLTE技術基準に係る省令改正・告示制定案と従来規定の関係

下線部分の規定がVoLTEの技術基準(省令・告示)

【移動】

LTEによるデータ通信の電氣的条件(平成23年総務省告示第87号別表第5号)



移動電話端末【音声】

OAB~J IP電話端末【音声・固定】

端末設備等規則等の一部を改正する省令案 新旧対照表

○端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 責任の分界（第三条）</p> <p>第三章 安全性等（第四条―第九条）</p> <p>第四章 電話用設備に接続される端末設備</p> <p> 第一節 アナログ電話端末（第十条―第十六条）</p> <p> 第二節 移動電話端末（第十七条―第三十二条）</p> <p> 第三節 インターネットプロトコル電話端末（第三十二条の二―第三十二条の九）</p> <p>第四節 インターネットプロトコル移動電話端末（第三十二条の十一―第三十二条の二十五）</p> <p>第五章 無線呼出用設備に接続される端末設備（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第六章 総合デジタル通信用設備に接続される端末設備（第三十四条の二―第三十四条の七）</p> <p>第七章 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末設備（第三十四条の八・第三十四条の九）</p> <p>第八章 特殊な端末設備（第三十五条）</p> <p>第九章 自営電気通信設備（第三十六条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 （同上）</p> <p>第二章 （同上）</p> <p>第三章 （同上）</p> <p>第四章 （同上）</p> <p> 第一節 （同上）</p> <p> 第二節 （同上）</p> <p> 第三節 （同上）</p> <p>第五章 （同上）</p> <p>第六章 （同上）</p> <p>第七章 （同上）</p> <p>第八章 （同上）</p> <p>第九章 （同上）</p> <p>附則</p>

第一章 総則

(定義)

第二条 (略)

2 この規則の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一～三 (略)

四 「移動電話用設備」とは、電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。

五 「移動電話端末」とは、端末設備であつて、移動電話用設備（インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。）に接続されるものをいう。

六・七 (略)

八 「インターネットプロトコル移動電話用設備」とは、移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送任務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。

九 「インターネットプロトコル移動電話端末」とは、端末設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものをいう。

十～二十一 (略)

二十二 「通話チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話端末の間に設定され、主として音声の伝送に使用する通信路をいう。

第一章 (同上)

(定義)

第二条 (同上)

2 (同上)

一～三 (同上)

四 (同上)

五 「移動電話端末」とは、端末設備であつて、移動電話用設備に接続されるものをいう。

六・七 (同上)

八～十九 (同上)

二十 「通話チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末の間に設定され、主として音声の伝送に使用する通信路をいう。

<p>第二十三条 「制御チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話端末の間に設定され、主として制御信号の伝送に使用する通信路をいう。</p> <p>第二十四条・第二十五条 (略)</p> <p>第四章 電話用設備に接続される端末設備</p> <p>第二節 移動電話端末</p> <p>(タイムアライメント制御)</p> <p>第二十一条 移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアライメント制御(移動電話端末が、移動電話用設備(インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。以下この節及び別表第四号において同じ。))から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。)を行う機能を備えなければならない。</p> <p>(位置登録制御)</p> <p>第二十二条 移動電話端末は、位置登録制御(移動電話端末が、移動電話用設備に位置情報(移動電話端末の位置を示す情報をいう。以下この条において同じ。))の登録を行うことをいう。)に関する次の機能を備えなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第三節 インターネットプロトコル電話端末</p>	<p>第二十一条 「制御チャネル」とは、移動電話用設備と移動電話端末の間に設定され、主として制御信号の伝送に使用する通信路をいう。</p> <p>第二十二・第二十三 (同上)</p> <p>第四章 (同上)</p> <p>第二節 (同上)</p> <p>(タイムアライメント制御)</p> <p>第二十一条 移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアライメント制御(移動電話端末が、移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。)を行う機能を備えなければならない。</p> <p>(位置登録制御)</p> <p>第二十二条 移動電話端末は、位置登録制御(移動電話端末が、移動電話用設備に位置情報(移動電話端末の位置を示す情報をいう。以下同じ。))の登録を行うことをいう。)に関する次の機能を備えなければならない。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>第三節 (同上)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(基本的機能)</p> <p>第三十二条の二 インターネットプロトコル電話端末は、次の機能を備えなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ(以下「通信終了メッセージ」という。)を送出するものであること。</p> <p>第四節 インターネットプロトコル移動電話端末</p> <p>(基本的機能)</p> <p>第三十二条の十 インターネットプロトコル移動電話端末は、次の機能を備えなければならない。</p> <p>一 発信を行う場合にあつては、発信を要求する信号を送出するものであること。</p> <p>二 応答を行う場合にあつては、応答を確認する信号を送出するものであること。</p> <p>三 通信を終了する場合にあつては、チャネルを切断する信号を送出するものであること。</p> <p>四 発信又は応答を行う場合にあつては、呼の設定を行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージを送出するものであること。</p> <p>五 通信を終了する場合にあつては、通信終了メッセージを送出するものであること。</p>	<p>(基本的機能)</p> <p>第三十二条の二 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 通信を終了する場合にあつては、呼の切断、解放若しくは取消しを行うためのメッセージ又は当該メッセージに対応するためのメッセージ(次条において「通信終了メッセージ」という。)を送出するものであること。</p>

(発信の機能)

第三十二条の十一 インターネットプロトコル移動電話端末は、発信に関する次の機能を備えなければならない。

- 一 発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあつては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼の設定を行うためのメッセージ送出終了後二二八秒以内に通信終了メッセージを送出すること。
- 二 自動再発信を行う場合にあつては、その回数は三回以内であること。ただし、最初の発信から三分を超えた場合にあつては、別の発信とみなす。
- 三 前号の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあつては、適用しない。

(送信タイミング)

第三十二条の十二 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する送信タイミングで送信する機能を備えなければならない。

(ランダムアクセス制御)

第三十二条の十三 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するランダムアクセス制御(複数のインターネットプロトコル移動電話端末からの送信が衝突した場合、再び送信が衝突することを避けるために各インターネットプロトコル移動電話端末がそれぞれ不規則な遅延時間の後に再び送信することをいう。)を行

う機能を備えなければならない。

(タイムアライメント制御)

第三十二条の十四 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合するタイムアライメント制御(インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示された値に従い送信タイミングを調整することをいう。)を行う機能を備えなければならない。

(位置登録制御)

第三十二条の十五 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する位置登録制御(インターネットプロトコル移動電話端末が、インターネットプロトコル移動電話用設備に位置情報(インターネットプロトコル移動電話端末の位置を示す情報をいう。)の登録を行うことをいう。)を行う機能を備えなければならない。

(チャネル切替指示に従う機能)

第三十二条の十六 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルを指定する信号を受信した場合にあつては、指定されたチャネルに切り替える機能を備えなければならない。

(受信レベル通知機能)

第三十二条の十七 インターネットプロトコル移動電話端末は、総務大臣が別に告示する条件に適合する受信レベルの通知に関する機能を備え

なければならぬ。

(送信停止指示に従う機能)

第三十二条の十八 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からのチャネルの切断を要求する信号を受信した場合にあつては、その確認をする信号を送出し、送信を停止する機能を備えなければならない。

(受信レベル等の劣化時の自動的な送信停止機能)

第三十二条の十九 インターネットプロトコル移動電話端末は、通信中の受信レベル又は伝送品質が著しく劣化した場合にあつては、自動的に送信を停止する機能を備えなければならない。

(故障時の自動的な送信停止機能)

第三十二条の二十 インターネットプロトコル移動電話端末は、故障により送信が継続的に行われる場合にあつては、自動的にその送信を停止する機能を備えなければならない。

(重要通信確保のための機能)

第三十二条の二十一 インターネットプロトコル移動電話端末は、重要通信を確保するため、インターネットプロトコル移動電話用設備からの発信の規制を要求する信号を受信した場合にあつては、発信しない機能を備えなければならない。

(ふくそう通知機能)

第三十二条の二十一 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話用設備からふくそうが発生している旨の信号を受信した場合にその旨を利用者に通知するための機能を備えなければならない。

(緊急通報機能)

第三十二条の二十三 インターネットプロトコル移動電話端末であつて、通話の用に供するものは、緊急通報を発信する機能を備えなければならない。

(インターネットプロトコル移動電話端末固有情報の変更を防止する機能)

第三十二条の二十四 インターネットプロトコル移動電話端末は、インターネットプロトコル移動電話端末固有情報(インターネットプロトコル移動電話端末を特定するための情報であつて、チャネルの設定に当たつて使用されるものをいう。以下同じ。)に関する次の機能を備えなければならない。

- 一 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置は、容易に取外しできないこと。
- 二 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報は、容易に書換えができないこと。
- 三 インターネットプロトコル移動電話端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外については、容易に知得ができないこと。

(特殊なインターネットプロトコル移動電話端末)

第三十二条の二十五 インターネットプロトコル移動電話端末のうち、第三十二条の十から前条までの規定によることが著しく不合理なものであつて総務大臣が別に告示するものは、これらの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する条件に適合するものでなければならぬ。

第九章 自営電気通信設備

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条(第八条第三号を除く。)までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)」は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備(インターネットプロトコル移動電話用設備を除く。)」に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の十から第三十二条の二十五までの規定中「インターネット移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつ

第九章 (同上)

(自営電気通信設備)

第三十六条 第三条から前条(第八条第三号を除く。)までの規定は、自営電気通信設備について準用する。この場合において、第九条中「端末設備を」とあるのは「自営電気通信設備を」と、同条中「端末設備は」とあるのは「自営電気通信設備(総務大臣が別に告示するものに限る。)」は」と、第十条から第十六条までの規定及び別表第三号中「アナログ電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、アナログ電話用設備に接続される点において二線式の接続形式で接続されるもの」と、第十七条から第三十二条までの規定及び別表第四号中「移動電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、移動電話用設備に接続されるもの」と、第三十二条の二から第三十二条の九までの規定及び別表第五号中「インターネットプロトコル電話端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル電話用設備に接続されるもの」と、第三十三条及び第三十四条の規定中「無線呼出端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、無線呼出設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から第三十四条の七までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の

て、無線呼出用設備に接続されるもの」と、第三十四条の二から第三十条の七までの規定及び別表第五号中「総合デジタル通信端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、総合デジタル通信用設備に接続されるもの」と、第三十四条の八及び第三十四条の九の規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。

規定中「専用通信回線設備等端末」とあるのは「自営電気通信設備であつて、専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続されるもの」と読み替えるものとする。

○端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 法第五十三条第一項の総務省令で定める種類の端末設備の機器は、次の端末機器とする。</p> <p>一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。以下同じ。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器（第三号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 インターネットプロトコル移動電話用設備（移動電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を用いて提供する音声伝送業務の用に供するものに限る。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するものをいう。）に接続される端末機器</p> <p>四～六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（対象とする端末機器）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一 アナログ電話用設備（電話用設備（電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であつて、主として音声の伝送交換を目的とする電気通信業務の用に供するものをいう。以下同じ。）であつて、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。）又は移動電話用設備（電話用設備であつて、端末設備又は自営電気通信設備との接続において電波を使用するものをいう。）に接続される電話機、構内交換設備、ボタン電話装置、変復調装置、ファクシミリその他総務大臣が別に告示する端末機器</p> <p>二 （同上）</p> <p>三～五 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

<p>(検証等)</p> <p>第四十一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法第六十三条第四項の検証に係る記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定端末機器の設計</p> <p>三～五 (略)</p> <p>六 検証の経過(試験にあつては、試験結果を含む。)及び結果</p> <p>5～11 (略)</p> <p>様式第1号(第5条、第6条及び第25条関係)</p> <p>登録 登録更新 申請書 承認</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 (ふりがな) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号 登録番号及び登録年月日</p> <p>第86条第1項の登録</p>	<p>(検証等)</p> <p>第四十一条 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二～四 (同上)</p> <p>五 検証の結果</p> <p>5～11 (同上)</p> <p>様式第1号(第5条、第6条及び第25条関係)</p> <p>登録 登録更新 申請書 承認</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p>郵便番号 住所 (ふりがな) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 電話番号</p> <p>第86条第1項の登録</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

電気通信事業法 第88条第2項の登録の更新 第104条第1項の承認
を受けたいので、下

記のとおり申請します。

記

1～5 (略)

注1 登録番号及び登録年月日は、登録の更新の申請に限り記載すること。

2 (略)

3 技術基準適合認定のための審査に用いる測定器等の概要には、測定器等ごとに、その名称又は型式、主な仕様、製造事業者名、所在の場所、その所有、借入れ又は委託の別及び審査が可能な端末機器の種類ごとの技術基準を記載すること。全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

4～7 (略)

様式第7号(第10条、第22条、第29条及び第38条関係)
(略)

端末機器の種類	記号
一 <u>第3条第1項第1号に掲げる</u> 端末機器	A
二 <u>第3条第1項第2号に掲げる</u> 端末機器	E
三 <u>第3条第1項第3号に掲げる</u> 端末機器	<u>F</u>
四 <u>第3条第1項第4号に掲げる</u> 端末機器	B

電気通信事業法 第88条第2項の登録の更新 第104条第1項の承認
を受けたいので、下

記のとおり申請します。

記

1～5 (同上)

注1 (同上)

2 技術基準適合認定のための審査に用いる測定器等の概要には、測定器等ごとに、その名称又は型式、主な仕様、製造事業者名、所在の場所、その所有、又は借入れの別及び審査が可能な端末機器の種類ごとの技術基準を記載すること。全部を記載することができない場合は、別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

3～6 (同上)

様式第7号(第10条、第22条、第29条及び第38条関係)
(同上)

端末機器の種類	記号
一 <u>アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される</u> 端末機器	A
二 <u>インターネットプロトコル電話用設備に接続される</u> 端末機器	E
三 <u>無線呼出設備に接続される</u> 端末機器	B

<p>五 第三条第1項第5号に掲げる端末機器</p>	C	<p>四 総合デジタル通信設備に接続される端末機器</p>	C
<p>六 第三条第1項第6号に掲げる端末機器</p>	D	<p>五 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器</p>	D

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するもの（次号に規定するものを除く。）であつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。</p> <p>七 「携帯電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備のうち、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第一号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供の用に供するものをいう。</p> <p>八～九 （略）</p> <p>第四款 携帯電話用設備及びPHS用設備</p> <p>（通話品質）</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 「インターネットプロトコル電話用設備」とは、事業用電気通信回線設備及び法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものであつて、音声伝送役務の提供の用に供するものをいう。</p> <p>七 （同上）</p> <p>八～九 （略）</p> <p>第四款 （同上）</p> <p>（通話品質）</p>

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備（携帯電話用設備であつて、端末設備等をインターネットプロトコルを使用してパケット交換網に接続するものうち、電気通信番号規則第九条第一項第三号に規定する電気通信番号を使用するものをいう。以下同じ。）に接続するものを除く。）相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

（総合品質）

第三十五条の十九の二 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備（アナログ電話端末と接続できるものに限る。）に接続する端末設備等（インターネットプロトコル携帯電話用設備に接続するものに限る。）相互間における通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）の総合品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、その事業用電気通信回線設備の使用の開始前に、前

第三十五条の十八 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の設置する事業用電気通信回線設備に接続する端末設備等相互間の通話（アナログ電話端末との間の通話を含む。）における通話品質に関し、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。ただし、当該端末設備等と国際中継回線を接続している国際交換設備との間の通話は、この限りでない。

2 （同上）

項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の端末機器の技術基準適合認定等に関する規則第三条第一項第一号に掲げる端末機器に係る表示は、なお従前の例による。

○端末設備等規則の規定に基づくインターネットプロトコル移動電話端末等の送信タイミングの条件等を定める件（告示案）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の十二から第三十二条の十五まで、第三十二条の十七及び第三十六条の規定に基づき、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を次のように定める。

一 送信タイミングの条件

インターネットプロトコル移動電話用設備から受信したフレームに同期させ、かつ、インターネットプロトコル移動電話用設備から指定されたサブフレームにおいて送信を開始するものとし、その送信の開始時点の偏差は（±）一三〇ナノ秒の範囲であること。

二 ランダムアクセス制御の条件

1 インターネットプロトコル移動電話用設備から指定された条件においてランダムアクセス制御信号を送出後、十三サブフレーム以内のインターネットプロトコル移動電話用設備から指定された時間内に送信許可信号をインターネットプロトコル移動電話用設備から受信した場合は、送信許可信号を受信した時点から、インターネットプロトコル移動電話用設備から指定された六サブフレーム又は七サブフレーム後に情報の送信を行うこと。

2 1において送信禁止信号を受信した場合又は送信許可信号若しくは送信禁止信号を受信できなかった場合は、再び1の動作を行うこととする。この場合において、再び1の動作を行う回数は、インターネットプロトコル移動電話用設備から指示される回数を超えず、かつ、二百回を超えないこと。

三 タイムアライメント制御の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備からの指示に従い送信タイミングを調整する機能を備えなければならない。

四 位置登録制御の条件

1 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報が、インターネットプロトコル移動電話端末に記憶されているものと一致しない場合のみ、位置情報の登録を要求する信号を送出すること。ただし、インターネットプロトコル移動電話用

設備から指示があった場合又は利用者が当該端末を操作した場合はこの限りでない。

2 インターネットプロトコル移動電話用設備からの位置情報の登録を確認する信号を受信した場合にあつては、インターネットプロトコル移動電話端末に記憶されている位置情報を更新し、かつ、保持するものであること。

五 受信レベル通知機能の条件

インターネットプロトコル移動電話用設備から指定された条件に基づき、インターネットプロトコル移動電話端末の周辺のインターネットプロトコル移動電話用設備から指定された参照信号の受信レベルについて、検出を行い、当該インターネットプロトコル移動電話端末の周辺のインターネットプロトコル移動電話用設備の受信レベルがインターネットプロトコル移動電話用設備から指定された条件を満たす場合にあつては、その結果をインターネットプロトコル移動電話用設備に通知する機能を備えなければならない。

○端末設備等規則の規定によりことが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件を定める件（告示案）
 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五及び第三十六条の規定に基づき、同令の規定によりことが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備及びその条件を次のように定める。

次の表の上欄に掲げるインターネットプロトコル移動電話端末等（インターネットプロトコル移動電話端末又はインターネットプロトコル移動電話用設備に接続される自営電気通信設備をいう。以下同じ。）は、端末設備等規則（以下「規則」という。）のうち同表の中欄に掲げる規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

<p>一 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の十八 規則第三十二条の二十二</p>	<p>インターネットプロトコル移動電話用設備から指示があった場合は、中欄に掲げる規定のうち、確認をする信号の送出は不要とする。 中欄に掲げる規定を適用しない。</p>
<p>二 発信する機能を有しないインターネットプロトコル移動電話端末等</p>	<p>規則第三十二条の二十三 規則第三十二条の二十四第一号</p>	<p>インターネットプロトコル移動電話端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、中欄に掲げる規定を適用しない。 中欄に掲げる規定を適用しない。</p>